

# 自動販売機により供給される物資の表示に関する基準

茨城県告示第 421 号

茨城県消費生活条例（昭和 50 年茨城県条例第 51 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、自動販売機により供給される物資の表示に関する基準を次のように定め、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 52 年 7 月 14 日茨城県告示第 825 号で告示した自動販売機により供給される物資の表示に関する基準（以下「旧基準」という。）は廃止する。ただし、平成 9 年 3 月 31 日までに供給される物資の表示については、旧基準の例によることができる。

平成 7 年 3 月 30 日

茨城県知事 橋 本 昌

改正 平成 18 年 3 月 9 日 茨城県告示第 267 号

## 自動販売機により供給される物資の表示に関する基準

事業者は、次の表の左欄に掲げる物資ごとに、同表の中欄に掲げる事項を同表の右欄に掲げるところに従い自動販売機正面の見やすい箇所に表示しなければならない。

物 資 名	表 示 事 項	表示の方法その他表示に際し守るべき事項
1 弁当類（米飯を主材料にしたもので、直ちに食用に供されるものに限る。）	(1) 主な原材料名 (2) 内容量 (3) 消費期限 (4) 管理者が常駐して管理していない場合には、管理者の住所、氏名及び連絡先（電話番号）	(1) 表示事項は、自動販売機と地色と対照的な色等を用い、購入者が識別しやすいように表示すること。 (2) 主な原材料名は、物資に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。ただし、自動販売機の外側から当該物資の中身が見え、若しくは包装された主な原材料名の表示が容易に識別できる物資又は弁当類についてカラー写真若しくは現物見本による表示がなされた物資については、その表示を省略することができる。
2 めん類（うどん、そば、中華そば、焼きそば、スパゲティ等で自動販売機の中で加温され直ちに食用に供されるものに限る。）	(1) 主な原材料名 (2) 内容量（めんのみ重量） (3) 消費期限 (4) 管理者が常駐して管理していない場合には、管理者の住所、氏名及び連絡先（電話番号）	(3) 内容量は、グラム単位とし、単位を明記して表示すること。ただし、自動販売機の外側から当該物資の中身が見え、又は包装に付された内容の表示が容易に識別できる物資にあっては、その表示を省略することができる。 (4) 消費期限は、次のアからウまでのいずれかの例により表示すること。
3 ハンバーガー（直ちに食用に供されるものに限る。）	(1) 主な原材料名 (2) 内容量 (3) 消費期限 (4) 管理者が常駐して管理していない場合には、管理者の住所、氏名及び連絡先（電話番号）	なお、供給する物資が、自動販売機の外側から当該物資の包装に付された消費期限の表示が容易に識別できるもの及び冷凍食品又はレトルトパウチ食品である場合にあっては、消費期限の表示を省略することができる。 ア 消費期限 平成 7 年 月 日 イ 消費期限 7 . . ウ 消費期限 1995 . .
4 1 から 3 までに掲げるもの以外の飲食用に供されるもの	管理者が常駐して管理していない場合には、管理者の住所、氏名及び連絡先（電話番号）	(5) 特定の人が利用する企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により供給される物資にあっては、表示事項を省略することができる。

